



令和8・9・10年度整備予定分建設費補助

横浜市民間保育所等老朽改築事業

募 集 要 項

募集期間：令和7年12月1日(月)～12月12日(金)

・・・昨年度募集からの変更点・・・

これまで2か年事業として募集していましたが、
令和7年度の募集からは、3か年事業として募集します。
令和11年3月末までに事業に関わるすべての業務を完了してください。

本事業は、国の「就学前教育・保育施設整備交付金」の内示対象となることや、各年度の予算が横浜市会において可決されることが停止条件となります。

こども青少年局こども施設整備課

【お知らせ】国庫補助金※事業の制度について

※老朽改築事業における補助金交付事業は、国の「就学前教育・保育施設整備交付金（以下、国庫補助金）」により実施しています。

1 国庫補助金の概要について

老朽改築事業における補助金交付事業は、国庫補助金により実施しています。

補助金交付事業として選定された園については、本市から国へ国庫補助金協議案件の登録をし、4月時点で国から協議案件として仮決定を受けます。

仮決定後、実施設計の進捗状況に合わせて本市から国庫補助金の申請（協議）を行い、その後、国から正式な国庫補助金内示を受けます。

なお、仮決定されたことで直ちに内示が確約されるものではありません。仮決定後、審査段階で交付要件を満たしていないことが判明した場合、内示が受けられない、あるいは減額して内示されるケースがあります。

国からの補助金の内示時に、補助金の申請（協議）額が内示が受けられない、あるいは減額して内示された場合は、開所年度等について個別に調整します。

なお、**複数年事業**の場合は、毎年度、本市から国へ申請（協議）を行い、年度ごとに国より内示を受けています。

【参考】募集から国庫補助金内示までの流れ（予定）



2 国庫補助金の内示が受けられない、または減額された場合

① 国庫補助金の内示が受けられない場合

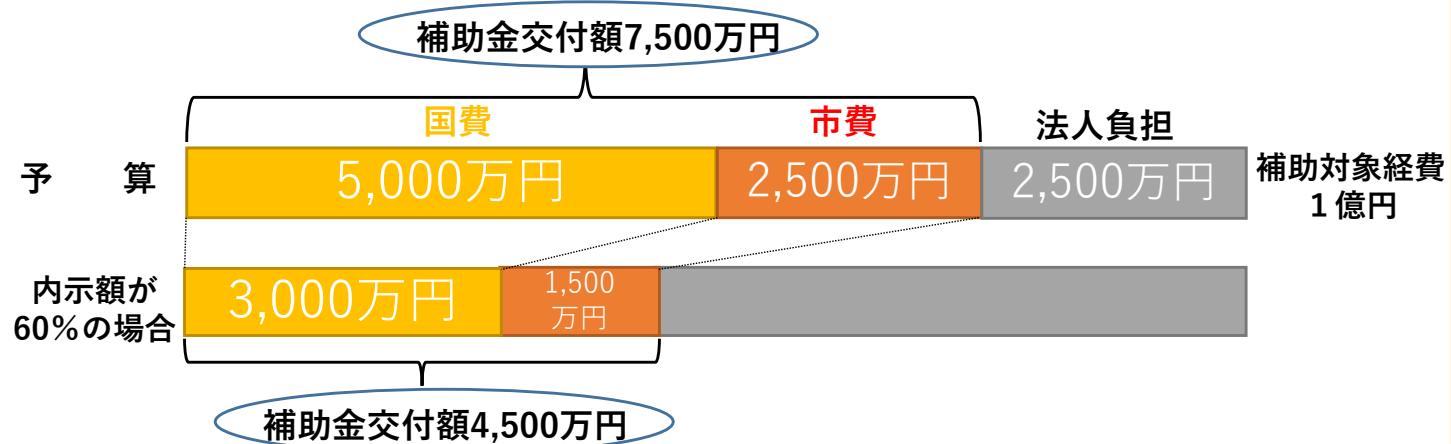
国費・市費ともに補助金の交付ができません。

② 国庫補助金が減額された場合

国から国庫補助金が減額されて内示された場合、市費についても国庫補助金の対象となった割合分のみが対象となります。例えば、国からの内示が申請（協議）額のうち60%となった場合、市費負担割合も60%となります。

【参考2】補助金交付の例

補助対象経費1億円で補助率3/4（国費1/2、市費1/4）の事業の例



目 次

1 事業概要	… 1
2 整備にあたっての諸条件	… 3
3 申請方法	… 10
4 選考	… 10
5 問い合わせ先	… 11
別紙1 整備スケジュールの例	… 12
別紙2 補助金制度	… 13
別紙3 建設費等補助金の工事に係る補助対象外リスト	… 16

《応募に際しての注意事項》

- ① 令和8・9・10年度の老朽改築事業に関する予算が横浜市会において可決されることを前提に行うものです。当該予算の可決が停止条件になります。
- ② 補助金交付事業は、国の「就学前教育・保育施設整備交付金（以下、「国庫補助金」という。）」の内示を受けた事業が対象となります。国庫補助金の対象事業とならなかつた場合は、補助金の交付ができません。補助事業に応募する事業者は、この点について、あらかじめ了承のうえ、当該事業に申請してください（詳しくは次のページをご覧ください）。

1 事業概要

(1) 事業概要

本事業※¹は、老朽化が著しい認可保育所及び幼保連携型認定こども園の建替え等に対して、経費の一部を補助し、園児の安全性の確保と保育環境の改善を促進するものです。

採択にあたっては、老朽化が著しく災害の発生の危険性が大きいものなど、入所者の防災対策上、万全を期し難いものを優先します。整備手法は、建替えの他に大規模改修※²も対象となります。

また、整備による地域の保育ニーズへの対応も目的としています。定員の増減や定員構成の見直しを行い、待機児童解消を目指します。

※1 老朽民間児童福祉施設等の整備について（令和5年8月22日こ成事第431号）を準用します。

※2 大規模改修とは、既存施設の躯体（建物の基礎、耐震壁、柱、屋根などの建築基準法施行令に規定する構造耐力上主要な部分）に影響が及ぼす内部改修に留まる整備で、既存躯体を活かし、それ以外の老朽化が著しい部分を改修する工事が想定されます。非木造の場合、老朽度調査表において、構造区分の現存率が0.8以上が対象になります。現存率が0.8を下回る場合も申請可能ですが、その場合、必ず自費で躯体補修を行ってください。

(2) 募集スケジュール

募集期間	令和7年12月1日（月）～12月12日（金）
選考結果通知	令和8年4月上旬頃

(3) 対象施設等

老朽度調査の結果又は築年数が下表のいずれかに該当するもの

	老朽度調査	築年数
木造	老朽度：5,500点以下※	-
非木造	現存率：70%以下※	鉄筋コンクリート造：50年 鉄骨造・ブロック造：30年

【老朽度調査】

- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について（平成20年6月12日雇児発第06120001号）」に基づき、建物の老朽化を調査するものです。調査は法人の負担で実施してください。
- 老朽度調査は一級建築士が行ってください。なお、調査を実施した一級建築士及び当該一級建築士が所属する建築士事務所は、本事業の対象となる建物の設計をすることはできません。
- 対象施設が木造の場合は、木造・非木造の老朽度調査の両方を実施してください。
- 対象施設が複数ある場合、建物が混構造の場合等の調査方法は、事前に横浜市の担当者にご確認ください。

(4) 対象事業者について

以下の条件に全て該当する事業者が本事業の対象となります。

- ア 現に本事業の対象となる認可保育所を運営している社会福祉法人、幼保連携型認定こども園を運営している学校法人又は社会福祉法人

対象施設	認可保育所	幼保連携型認定こども園
運営法人	社会福祉法人	学校法人又は社会福祉法人

- イ 運営法人が、本事業の対象となる認可保育所又は幼保連携型認定こども園（以下「既存保育所等」という。）の建物を所有していること。
- ウ 既存保育所等を良好な内容で運営していること。
- エ 既存保育所等において、過去に本事業の補助金を受けていないこと。（補助金対象としたい建物が複数ある場合は、同一申請による整備をお願いします。）
- オ 平成27年4月1日以降に開所した幼保連携型認定こども園については、建設費等補助金又は内装整備費補助金を受けて整備した箇所を取り壊さないこと。
- カ 既存保育所等において、過去に横浜市民間保育所等中規模改修事業に選定されていないこと。
- キ 本事業を行うにあたって、必要な資力・信用があること。
- ク 現時点での入所率が著しく低くないこと。又は近年において入所率・入所者数（2・3号）に著しい低下のこと。
- ケ その他、市長が不適当と認める事由を有しないこと

(5) 採択予定件数及び補助金の交付について

横浜市民間保育所等建設費補助金交付要綱第9条に基づき審査し予算の範囲内で採択します。採択された事業についても、補助金の交付には、国庫補助金の申請（協議）を行い補助対象（国の内示）となる必要があります。

国庫補助金の申請（協議）の結果、補助対象とならない場合や一部のみ補助対象となる場合があります。本事業に申請する事業者は、この点についてあらかじめ了承のうえ、保護者等への周知や、本事業への申請をお願いします。

（国庫補助金の詳細については、「【お知らせ】国庫補助金事業の制度について」を参照）

2 整備にあたっての諸条件

(1) 整備スケジュール

整備スケジュールは下記を厳守してください。(別紙1「整備スケジュールの例」参照)

3か年事業となったことを踏まえ、原則、週休2日制を導入するとともに、熱中症対策を考慮するなど適切な工期設定をしてください。事業の各年度において、予定した工事出来高を達成できない場合は、補助金を減額する、又は補助金を交付しない場合があります。

なお、この場合に生じる法人負担等については、本市からの補てん措置はありません。

ア 事業の初年度に必ず本園舎の実施設計審査を完了させること。

イ 事業の初年度に補助対象工事に係る出来高を1%以上とすること。

(出来高は、横浜市建築局特則仕様書に基づいて算定すること。)

ウ 令和11年3月31日までに、仮設園舎解体、既存建物解体、外構工事、開発・宅造許可に
関わる諸手続き、完了検査を含むすべての事業を完了させること。

エ 令和11年4月1日までに新園舎での運営を開始すること。

(2) 緊急を要する状況の報告

老朽度調査実施にあたり、当該施設が現行の建築基準法及び消防法等に合致しない既存不適格等で、特に利用者等の防災対策、安全性を確保のために緊急を要する状況(以下参照)にある場合は、報告書を提出してください。(報告書の様式は、建築基準法第12条第5項に準拠)

ア 建物部分に破損崩落の恐れがある場合(構造の確認)

イ 建物内からの避難が困難で現行基準条例等に抵触する場合(所轄消防署等の確認)

ウ 給水管の全面改修を要する場合(水質検査結果等の確認)

エ その他、保育運営に支障をきたす場合(施設管理者の実状確認)

(3) 工事期間中の園舎の利用計画

現行の保育運営に支障をきたすことがないように計画してください。

ア 仮設園舎を設置する場合、保育室面積の確保や自園調理、乳幼児用トイレの確保等、認可保育所及び幼保連携型認定こども園の基準を満たすこと(福祉のまちづくり条例の適用含む)。

(設置の例)

・園庭または近隣賃借地にプレハブ等で設置(使用後は撤去)

・近隣の建物を賃借し、認可保育所及び幼保連携型認定こども園用途への変更の上で利用

イ 園庭に新園舎を整備しながら既存園舎を利用する場合、避難経路や採光、防火計画等が法適合することを確認すること。

(4) 新園舎の施設定員等

整備後の定員及び定員設定については、横浜市と協議してください。

ア 整備後の定員及び定員構成については、申請前に必ず区局と協議してください。

イ 原則として、保育ニーズの高いエリアでは、1・2歳児を中心に受け入れ枠確保に協力をしてください。

【留意事項】定員構成の考え方について

本市の保留児童の7割以上が1・2歳児となっており、1・2歳児の保育ニーズは依然として高い状態です。一方、0歳児については、育休延長制度の浸透等により定員割れが生じており、3～5歳児についても、保育所以外に利用できる保育・教育施設の選択肢が広がるため定員割れが生じています。

そのため本市では、比較的余裕のある0歳児の定員削減や保育ニーズの高い1・2歳児の定員増など、ニーズに合わせた定員構成の見直しを推進しています。

【変更例】定員増の場合

	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
旧	87人	6人	12人	15人	18人	18人	18人
新	88人	0人	17人	17人	18人	18人	18人

【変更例】定員増なしの場合

	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
旧	87人	0人	12人	15人	20人	20人	20人
新	86人	0人	16人	16人	18人	18人	18人

(5) 施設計画及び仕様について

ア 保育所整備の手引き（令和7年11月版）、認定こども園整備の手引き（令和7年11月版）、参考資料「設計・施工の際の留意事項」を参照のうえ計画すること。

イ 近隣に十分配慮した計画とすること（園舎・園庭配置、日影、窓位置、目隠し、砂塵、植栽、駐車場、駐輪場、騒音対策、調理室からの臭気対策、土壤汚染対策等）。

ウ 地域のニーズに応じ、一時保育、地域子育て支援を実施すること。

なお、一時保育を実施していない保育所等が一時保育室整備の加算を受ける場合は、職員体制を確保したうえで、開所した年の12月までに一時保育事業を実施してください。

エ 再生可能エネルギーの活用や省エネ機器の導入等、環境に配慮した施設計画とし、「横浜市の公共建築物における環境配慮基準」に適合するよう努めること。

オ 過剰な太陽光発電設備等の設置はしないこと。（設置する場合には、事前に市へご相談ください。）

太陽光発電設備の仕様（標準施工単価：約60万円/KW）

定員	太陽光パネル機器容量 (KW)	工事費計 (税抜)
80人	6	3,360千円
100人	8.2	4,980千円

カ 大規模改修の場合は、既存建物の検査済証の交付を受けていること。

キ 屋外遊戯場の面積の緩和は認められません。

定員外入所の受け入れを想定し、認可保育所については、2歳児以上で1人当たり3.3m²以上の屋外遊戯場を設けること。(幼保連携型認定こども園については、この面積基準の他、学級数に応じた基準があります。)

ク 木材の積極的な活用を検討すること。

本市では「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」に基づき民間の建築物においても積極的に木材が利用されるよう、その整備主体に対して、木材の利用の促進を幅広く呼びかけています。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kankyo-shoene/mokuzai/mokuzaihoushin.html>

(ア) 木造化

施設の設置基準等などを考慮して木造化が適当でないと認められる場合を除き、積極的に木造化を検討してください。

(イ) 木質化

市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装等の木質化を可能な限り行ってください。

(ウ) 県産木材等の利用

木造化及び内装等の木質化に当たっては、可能な限り県産木材及び地域材（関東甲信地方に属する都県及び静岡県で生産された木材）の利用に努めてください。

※県産木材及び地域材の利用が困難な場合は、原則として国産材を利用してください。

ケ こどもの人権を守るために、見通しのよい配置計画とすることや施設の状況に応じたパーテーション、簡易更衣室、カメラの設置等の工夫をしてください。

コ バリアフリー法及び横浜市福祉のまちづくり条例を遵守してください。なお、一部協議によって緩和を受けられる場合があります。詳細は、参考資料「建物・設備基準の一部緩和について」をご確認ください。

【参考】標準的な仕様について

主な仕上げや仕様

場所等	部位	仕上げ、仕様等
保育室等	床	天然木複合フローリング
	壁	壁 天然木パネル（腰壁）※内装制限に留意してください。
	その他	こどもの安全への配慮（指はさみ、コンセント、柱等の角）
屋根	—	太陽光発電設備の導入
開口部	—	断熱サッシ、複層ガラスの導入
便所	—	多目的トイレ（オストメイト対応の水栓器具設置）の設置 2歳児以上定員10人に対し、幼児用大便器1個を設置
設備	—	省エネタイプ給湯器の導入（2次熱交換機タイプ等）
照明	—	人感センサー付き照明機器の導入
遊具	プール	屋外遊戯場の有効利用の観点から、組立式プール（ユニットプール）が望ましい。

(6) 送迎について

- ア 送迎車両の停車スペースを確保すること。周辺の交通に配慮した計画とし、近隣からの要望があった際は保護者と協議し、車両による送迎を禁止する等の対応を検討すること。
- イ 駐車場を整備する場合は、周辺の状況を考慮し台数等を計画すること。また、福祉のまちづくり条例に基づき、車いす使用者用を1以上設けること。
- ウ 駐輪スペースを適宜設けること。また、送迎の集中する時間帯には職員を配置して指導にあたらせる等、違法駐輪による問題や交通事故等を未然に防ぐよう十分な対策を講じること。

(7) 近隣・保護者対応について

老朽改築事業に伴う近隣・保護者対応は応募法人の責務です。

整備計画を円滑に進めるため、近隣住民（特に隣接敷地の住民、自治会・町内会・連合会等）及び在園児の保護者に説明を行って理解を得てください。（仮設園舎を別敷地に整備する場合は、仮設園舎の予定地の近隣住民に対しも同様に説明を行ってください。）

また、説明の経過を記録し、保管してください。意見や要望には誠実に対応し、近隣住民等への理解と協力を得られるように努め、当該説明の内容について市に報告してください。

その際、要望等については、応募法人の責任において誠意を持って対応してください。苦情・紛争等についても、応募法人の責任において誠意を持って対応してください。

ア 申請段階

施設所在地の区役所こども家庭支援課に相談のうえ、自治会町内会長、近隣住民（特に隣接する住民）等及び在園児の保護者に対し、申請前に必ず「老朽園舎の建替え等について申請を行う」旨の説明をすること。

また、半径1kmの範囲内の保育所等に対して、定員、運営方針等の説明をすること。

イ 採択後

(ア) 採択時

採択されたあと、速やかに近隣住民及び在園児の保護者に対し、配置計画、事業計画や運営内容等について説明すること。その際、保護者の送迎時の対応や騒音など、周辺環境への配慮に関する対応方法等について必要な説明を行うこと。

近隣に保育所、幼稚園等がある場合は、当該施設に対しても整備計画や運営等について説明すること。

(イ) 工事着手前及び適宜

工事計画が確定次第、近隣住民及び在園時の保護者に工事スケジュール、施工者の連絡先、工事車両の通行、工事中の園の運営に関する対応方法等（園の活動、送迎等）について説明すること。

近隣公園を新たに利用する場合は、近隣住民等へ工事スケジュール等を説明すること。

なお、近隣住民及び在園児の保護者への説明については、速やかに行うこととし、施設の設計や工事の実施にあたっては、近隣住民からの要望を汲み取り、整備・運営事業者の責任において解決を図るよう努めること（ポスティング等による場合、事後トラブル防止の観点から施設・設備等の配置（室外機や園庭の場所等）についても併せて周知することをお願いします）。

また、本市から指示があった場合は、戸別訪問及び説明会、あるいはその両方を行い、ポスティング等に留めないこと。

(8) 施設整備に係る補助金制度

詳細は「別紙2 補助金制度」、「別紙3 建設費等補助金の工事に係る補助対象外リスト」及び「横浜市民間保育所等建設費等補助金交付要綱」をご覧ください。

工事種別 (国庫補助金)	補助制度名称	補助率
増築・改築 増改築 大規模修繕	【国】就学前教育・保育施設整備交付金 【市】横浜市民間保育所等建設費等補助金	補助対象経費に対して 4分の3

- ※ 補助単価は、今後の国単価及び横浜市の予算の動向等より変更(増減)する場合があります。
- ※ 国庫補助の対象とならない費用は補助交付の対象外です。補助対象外の考え方については「別紙1 建設費等補助金の工事に係る補助対象外リスト」をご確認ください。
- ※ 定員増をしないにも関わらず、既存施設より著しく施設規模が大きくなる整備は、国庫補助の対象外となる場合があります。
- ※ 大規模改修と併せて増築することも可能ですが、その場合、改修箇所と増築箇所を明確に分け、増築部分については定員増(2・3号)をすることが補助の条件になります。また、国庫補助金の申請に、民間工事請負業者の3者見積もりが必要になりますのでご留意ください。
- ※ 事業採択後から事業完了までの間に不適切な施設運営等があった場合には、補助金の減額や事業採択の取り消しをする場合があります。
- ※ 事業の初年度に本園舎の実施設計審査が完了しない場合、事業の初年度に補助対象工事に着手できない場合等には、補助金の減額や事業採択の取り消しをする場合があります。
- ※ 事業採択後から新園舎での運営開始までの間に、不正な行為や条件違反があった場合は、横浜市は補助金の交付決定を取消し、又は交付した補助金の返還を命じることがあります。
- ※ 整備後に補助金の対象となった個所の取り壊し又は加算を受けた事業の廃止等を行った際は、経過年数によって補助金の返還が必要になる場合があります。
- ※ 各法人の消費税の扱いにより、補助金の一部の返還を求める場合があります(「横浜市民間保育所等建設費等補助金交付要綱」第22条参照)。
- ※ 本補助金を用いて整備を行った場合、減価償却費加算の対象外となります。対象外となる時期は、『全面的に既存園舎の使用を停止した日』を含む月からです。
- ※ 過去に本市からの補助金を用いて施設整備等を行い、本事業で取り壊し等を行う場合には経過年数によって補助金の返還が必要になる場合があります。(財産処分)
- ※ 本事業後に補助金の対象となった箇所の取り壊し又は加算を受けた事業の廃止等を行う場合には経過年数によって補助金の返還が必要になる場合があります。(財産処分)
- ※ 保育に係る加算として、一時保育事業のために必要とする保育室を設ける場合は、壁芯面積30m²以上の専用の部屋を確保してください。
- ※ 保育に係る加算として、地域における子育て支援のための保育室等を設ける場合は、壁芯面積40m²以上の専用の部屋を確保してください。
- ※ 整備する施設に根抵当権が設定されている場合は、本補助の対象外となりますのでご注意ください。

(9) 設計・工事等について

- ア 設計・工事に係る審査については、設計・積算内容が補助事業の観点から適切なものであるかを判断するため、「施設整備監査の手引き（最新版）」に基づき、健康福祉局監査課等の審査・検査を受けてください。
- イ 工事の施工にあたっては、騒音、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意するなど、近隣・地域への影響に配慮してください。
- ウ 建物完成後、新園舎及び仮設園舎の開所前に「横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン」に基づき室内の化学物質濃度測定を実施し、基準値以下であることを確認してください。
(測定対象物質は7項目（ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、エチルベンゼン、キシレン、スチレン、パラジクロロベンゼン）とし、保育室や医務室（医務スペースのある事務室含む）、食堂等子どもが長時間滞在する可能性のある居室を対象とします。)
- エ 仮設園舎、新園舎ともに開所前に飲料水の水質検査を実施し、基準値以下であることを確認してください。(測定対象項目は11項目（一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機物炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度）とします。)
- オ 許可を要する開発行為や宅地造成が必要な場合、許可に係る手続期間を含めた事業計画としてください。
- カ 建物耐用年数より設備耐用年数は短いので、将来の設備機器や設備配管の更新工事を見据えた計画にしてください。
- キ 補助金事業であることを踏まえ、補助対象工事費の著しい増加を伴う華美・過大な設計等にしないでください。

(10) 第三者評価の受審について

福祉サービスの第三者評価を改築後3年以内に受審し、結果を公表してください。

保育士及び保育所等の自己評価は少なくとも1年に1回は実施し、保育所等の自己評価は必ず結果を公表してください。

また、開所後の運営について横浜市の指導を受けた場合は、速やかに改善してください。

(11) 留意事項

- ア 横浜市の行う指示・指導に対して、誠実に対応してください。
- イ 事業申請に添付した設計図面から大幅に計画変更を行うことはできません。ただし、行政指導や近隣対応による変更はやむを得ないものとしますが、変更内容について事前に横浜市と協議してください。
- ウ 横浜市が定める「横浜市補助金等の交付に関する規則」、「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」及び「契約の手引き」に基づいて入札等を行い、契約をしてください。
- エ 工事の予定価格算定にあたっては、補助対象と規定している経費を意図的に補助対象外扱いとしたり、任意の判断基準で設計図書を分割作成したりして、予定価格の調整を図ることは認められません。算定した予定価格が補助上限額を超過している場合も同様です。「契約の手引き」に基づき、工事契約の発注単位は、主たる工事の工種（予定価格の中で最も大きな部分を占める工種で、通常は「建築」）への一括発注とすることとします。

また、予定価格が合計で7億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の工事については、分離発注（「横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱」に定める工種のうち、「建築」を主体とする工事と、「電気」及び「管」を主体とする工事を、それぞれ別の施工業者との間で工事請負契約を行うことをいう。）を行うものとします。

エ 入札にあたっては、透明性等を確保するため、法人役員等と特別の関係がある業者を選定しないでください。

オ 設計と工事監理を同一設計事務所で行う場合は、設計業務委託（補助金交付対象外）と工事監理業務委託（補助金交付対象）を分けて、それぞれ契約をしてください。

なお、工事監理業務委託は実施設計を委託した設計事務所と単独随意契約が可能です。理事会開催など、社会福祉法人等の定款や会計基準に従って契約手続を行ってください。

カ 円滑に事業を履行できるよう、設計者の選定については、可能な限り横浜市の公共施設の設計や補助事業の実績がある者としてください。

設備設計についても、可能な限り公共建築工事（電気設備工事、機械設備工事）で、設計積算業務および工事監理業務の経験のある設計者としてください。

キ 工事請負代金の前払い及び部分払いを可能な限り実施し、支払い条件については、指名通知書や現場説明書等に明記してください。支払い割合及び支払い時期については、入札後、工事請負契約事業者と協議して決定し契約書を作成してください。

ク 工事の入札は、建築確認済証交付後かつ実施設計審査終了後に実施してください。実施設計審査を受けた設計内訳書の工事価格が予定価格となりますのでご承知おきください。

ケ 補助金対象とする契約は、国の補助金交付の内示を受けた後の契約締結が条件となります。

（12）整備にあたっての遵守事項

ア 事業計画書の内容のとおり、事業を進めること。また、本募集要項で提示した内容を遵守すること。事業推進にあたって、疑義及び事業計画に変更が生じる見込みのある場合は、あらかじめ横浜市と協議すること。

イ 採択後の近隣住民及び保護者対応については、法人が責任を持って対応すること。また、採択後速やかに事業計画及び工事概要等を近隣住民等に説明し、指定の様式で横浜市に報告すること。

ウ 安定した保育を提供するため、職員の配置換えについては、特段の理由がない限り短期間での異動は行わないよう努めること。

エ 施設長及び職員等の給与については、適正な給与水準を維持すること。また、施設長の給与は、経験年数や果たすべき役割を考慮したうえで他の職員との均衡を図り設定すること。

オ 法人・施設の会計処理を適正に処理すること。

カ 監査通知等において指摘された改善を要する事項については早急に是正すること。

キ 開所後に施設運営の継続が困難となる又はそれが予見されるなどの場合は、速やかに横浜市に報告・相談するとともに、在園児に不利益が生じることのないよう誠実に対応すること。

ク その他、横浜市が求めることに対して、協議に応じること。

※上記以外にも採択後に条件を追加する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3 申請方法

(1) 提出方法

- ア 原則として PDF、Excel 等のデータを電子メールで提出してください。
- イ 申請書及びその他提出様式は、横浜市ホームページからダウンロードし、必ず最新のものを使用してください。
- ウ 「その他提出様式」の添付書類一覧に基づいて提出するファイルの名称は、添付書類一覧の名称に合わせてください。
- エ 電子メール 1 通あたり 7 MB 以下としてください。7 MB を超える場合は複数回に分けて送信していただかずか、大容量ファイル転送サービスをご案内しますので電子メールでご連絡ください。頂いたアドレス宛にアップロード用の URL をご案内します。
- オ 提出書類に不備があると審査ができない場合がありますので、十分に確認の上、提出してください。
- カ 申請施設について、市が現地調査を行うことがあります。

(2) 提出先

担当：こども青少年局こども施設整備課 民間保育所等老朽改築事業担当
メールアドレス：kd-roukyu@city.yokohama.lg.jp

4 選考

(1) 選考方法

採択する法人は、以下の内容を総合的に審査し、横浜市児童福祉審議会保育部会及び横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会において意見を聴取した後に決定します。

書類審査	<ul style="list-style-type: none">・既存施設の老朽状況・運営状況・新規施設の計画内容・資金計画 等
------	---

(2) 選考結果の通知

令和 8 年 4 月上旬頃に、申請者あてに書面で通知します。

5 問合せ先

(1) 問合せ先

担当：横浜市こども青少年局こども施設整備課

電話：045-671-4146

メールアドレス：kd-roukyu@city.yokohama.lg.jp

(2) 参考

ア 保育所整備の手引き、認定こども園整備の手引き

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/seibinotebiki.html>

イ 民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱、契約の手引き、施設整備監査の手引き

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/sisetsuseibi.html>

ウ 横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kokyo/sickhouse/guidelines.html>

エ 神奈川県土砂災害ポータル

<https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

オ 横浜市行政地図情報提供システム「わいわい防災マップ」ほか

<https://wwwm.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

別紙1 整備スケジュールの例（仮設園舎整備がある場合）

※実施設計審査は確認済証交付後に審査を開始します。本園舎の審査が1年目の10月までに完了するようにスケジュールを作成して下さい。また、仮設園舎を設けない場合は、各スケジュールを前倒して整備を進めてください。

年月	法人及び認可変更 関係等の動き	建設関係の動き		市の審査関係	補助金関係の動き	その他
		仮設	本設			
R7.12	地元説明①(申請前) 申込受付					
R8.3				採択		
R8.4	補助事業者決定	基本設計			補助内示予定(国)	
5		実施設計				福祉医療機構・市社協等への事前相談
6	地元説明②(基本設計案)		実施設計			
7						
8		確認済証交付		仮設実施設計審査		仮設の実施設計審査は概ね1か月です。
9	理事会①(仮設事業者選定)		確認済証交付		実施設計審査確定 本設実施設計審査	(独)福祉資料機構借入申込 本設の実施設計審査は概ね2か月です。
10		入札参加者決定		入札参加者審査		
	地元説明③(仮設工事)	業者入札		業者決定報告	実施設計審査確定	保育園児募集(10月広報よこはま)
	理事会②(入札公告内容)					
11		着工	入札公告 入札参加締切			
			入札参加者審査			
			入札参加者決定			
			業者決定報告			
12	地元説明④(本設工事)		業者入札			
R9.1					R8年度分補助金 交付申請書提出	
2					補助金交付決定(市)	
3		着工			R8年度分補助金 実績報告書提出 補助金確定(市)	
R9.4					補助内示予定(国) 補助金請求書提出 補助金交付(市)	
R9.6					R9年度分補助金 交付申請書提出	
7					補助金交付決定(市)	
R10.1					R9年度分補助金 交付申請書提出	
2					補助金交付決定(市)	
3					R9年度分補助金 実績報告書提出 補助金確定(市)	
4					補助金請求書提出 補助金交付(市)	
R10.10						保育園児募集(10月広報よこはま)
11			備品購入等			
12		仮設解体	検査済証交付 竣工・引越し	工事完了検査		
R11.1						
2					R10年度分補助金 実績報告書提出	
3					補助金確定(市)	
R11.4	新園舎での運営開始 (新定員受入)				補助金請求書提出 補助金交付(市)	

別紙2 補助金制度

※補助金制度、補助金単価は現時点でのものであり、変更となる（増減する）場合があります。

(1) 補助対象経費

対象経費	内容
建築費	施設・事業所整備に必要な工事請負費（杭工事、昇降機設備工事等を含む） 【整備手法】 <ul style="list-style-type: none">・建替え：施設をすべて解体し、新たに施設を整備すること <工事区分：改築、増改築> ※改築は同程度の規模のものに限る。・大規模改修：現施設の躯体（基礎や耐震壁、柱、屋根などの構造耐力上主要な部分）のみを残し、それ以外の老朽化部分を改修すること。あわせて増築も可能。 <工事区分：大規模修繕、増改築>
	解体撤去工事費 建物の解体に必要な工事請負費
	施設・事業所整備に必要な仮設園舎設置に必要な費用 【対象】 <ul style="list-style-type: none">・仮設園舎設置に係る工事請負費、リース料、解体撤去費・仮設園舎設置に係る借地料、賃借料 【対象外】 <ul style="list-style-type: none">・調理室等、直接保育に関係しない施設のみで構成される場合・借地料の減免を受けた市有地等を仮設用地とする場合の借地料・貸主が法人の役員（法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む）、寄付者等特別の関係のある者である場合の借地料、賃借料
	太陽光発電設備設置に必要な工事請負費 【kW数の上限】 <ul style="list-style-type: none">・太陽光発電設備の公称最大出力は、10kWを限度とする。 (対象システム)・JET認証又はこれと同等の「太陽電池モジュール認証」を受けていること・性能保証、設置後のサポートがメーカーによって確保されていること・未使用品であること・発電された電力は原則、施設内で消費すること（ただし、全量買取方式は補助対象外）・過剰な太陽光発電設備等の設置はしないこと
工事事務費	工事施工に直接必要な監理費
備品費等	施設・事業所の開設にあたって必要な備品（1品あたり5千円以上のものに限る）

(2) 補助対象外経費(以下の表は例示です。)

項目	補助対象外経費
水道利用加入金	横浜市水道条例第34条の2に定める水道利用加入金
設計費等	施設整備に必要な基本設計、実施設計、地質調査、測量等
土地等	土地の買収、造成及び整地に要する費用、既存建物の買収
植栽工事	樹木、園庭の芝等
開発工事	都市計画法第29条で定める開発許可を伴う開発工事に関する費用
その他	施設整備として適當と認められない費用（外構工事等） 定員増を伴わない増築工事、大型遊具等購入費

(3) 補助金単価（令和6年度）

ア 建築費(本体工事、解体工事、仮設園舎工事) (円)

本体工事(保育所部分)	
定員区分	市要綱単価
定員20名以下	141,750,000
定員21～30名	148,500,000
定員31～40名	172,650,000
定員41～70名	196,950,000
定員71～100名	255,750,000
定員101～130名	307,650,000
定員131～160名	356,250,000
定員161～190名	404,550,000
定員191～220名	449,700,000
定員221～250名	498,150,000
定員251名以上	553,650,000

解体撤去工事(保育所部分)	
定員区分	市要綱単価
定員20名以下	2,836,500
定員21～30名	3,214,500
定員31～40名	4,287,000
定員41～70名	5,397,000
定員71～100名	7,611,000
定員101～130名	9,135,000
定員131～160名	11,418,000
定員161～190名	13,704,000
定員191～220名	15,987,000
定員221～250名	18,274,500
定員251名以上	20,557,500

仮設園舎工事(保育所部分)	
定員区分	市要綱単価
定員20名以下	5,052,000
定員21～30名	6,165,000
定員31～40名	7,471,500
定員41～70名	10,380,000
定員71～100名	15,573,000
定員101～130名	18,688,500
定員131～160名	23,359,500
定員161～190名	25,542,000
定員191～220名	29,800,500
定員221～250名	34,057,500
定員251名以上	38,314,500

本体工事(幼稚園部分)	
定員区分	市要綱単価
定員20名以下	141,600,000
定員21～30名	148,400,000
定員31～40名	172,600,000
定員41～70名	196,800,000
定員71～100名	255,600,000
定員101～130名	307,400,000
定員131～160名	355,800,000
定員161～190名	404,400,000
定員191～220名	449,600,000
定員221～250名	498,200,000
定員251名以上	553,200,000

解体撤去工事(幼稚園部分)	
定員区分	市要綱単価
定員20名以下	2,834,000
定員21～30名	3,216,000
定員31～40名	4,286,000
定員41～70名	5,396,000
定員71～100名	7,608,000
定員101～130名	9,134,000
定員131～160名	11,420,000
定員161～190名	13,704,000
定員191～220名	15,986,000
定員221～250名	18,272,000
定員251名以上	20,556,000

仮設園舎工事(幼稚園部分)	
定員区分	市要綱単価
定員20名以下	5,050,000
定員21～30名	6,164,000
定員31～40名	7,470,000
定員41～70名	10,380,000
定員71～100名	15,572,000
定員101～130名	18,686,000
定員131～160名	23,364,000
定員161～190名	25,542,000
定員191～220名	29,798,000
定員221～250名	34,056,000
定員251名以上	38,312,000

※1 単価は現時点のものであり、今後の国単価及び横浜市の予算の動向等より、変更となる(増減する)場合があります。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た割合を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とします。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で工事に係る定員を算定します。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 解体撤去工事及び仮設園舎工事については、整備前の定員(幼稚園型認定こども園は利用定員)で算定します。

※4 幼保連携型認定こども園の本体工事については、児童福祉施設として保育を実施する子どもの定員に対する補助基準額は、整備後の2・3号認定こどもの定員規模を上記の保育所部分の表に当てはめて算出し、学校としての教育を行う子どもの定員に対する補助基準額は、整備後の1号認定子どもの定員規模を上記の幼稚園部分の表に当てはめて算出します。この場合、※2の「総定員」は1号子ども・2・3号子どもをそれぞれ別枠として算定します。

イ 環境配慮設備工事、備品費等

項目	基準事業費
環境配慮設備工事 (太陽光発電設備)	18,060,000 円
備品費	
整備後の施設定員に対する加算額	32,000 円 × 整備にあたって増加する保育を受ける子どもの定員数 16,000 円 × 整備前の保育・教育を受ける子どもの定員数

ウ 各種加算

項目	基準事業費
加算	地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して整備をする場合
①	土地を賃借して整備する場合
加算	障害児定員を設定し、障害児を受入れる場合
②	一時保育事業のために必要とする保育室を設ける場合
加算	地域における子育て支援のための保育室等を設ける場合
②	保育部分に係る定員の2割を超える乳児定員を設定するために必要な保育室を設ける場合

※ 上記加算に該当する場合は、該当する基準事業費を建築費の単価に上乗せすることができる。

ただし、加算①と加算②の併用は不可。

○ 補助率

3/4

※1 各補助対象経費の実支出額と上記ア及びイの補助金単価を比較して低い金額に各種加算^{※2}を加えた金額を補助基準額とし、当該補助基準額に補助率を掛けた金額を実際に交付する補助金額とする。

※2 『加算① 土地を賃借して整備する場合』のみ、賃借料の実支出額と比較して低い金額を加算する。

○ その他留意事項

工事事務費の補助上限は本体工事費及び環境配慮設備工事費の補助基準額に対し 2.6%を掛けた金額とする。

別紙3 建設費等補助金の工事に係る補助対象外リスト

工事種別	具体例
新築工事（造成）	(1)擁壁に係る工事（解体、新設、補修、補強等） (2)人口地盤工事
新築工事（整地）	(1)仮設園舎等を設置するにあたり行う除草・枝払い等 (2)荒整地
新築工事（植栽）	(1)伐採、伐根含む植栽工事 (2)植栽の移設
新築工事（外構）	外構工事は国費の対象ではないため補助対象外 (1)散水栓・街灯（園庭に付随する設備のため）
解体工事	(1)残置物（什器等）の処分 (2)家屋調査
仮設園舎工事	(1)設計費、構造計算費（※施工図・完成図作成は施工業者が行うため、現場管理費に含める） (2)仮設撤去後に残置されるもの
備品費に該当する項目	(1)消火器（床に置くだけのものは対象外。工事を伴う壁埋め込み型は対象） (2)厨房設備（冷蔵庫、食洗器等、電化製品等搬入して設置するだけの設備は対象外。レンジフード等の工事が発生する場合は対象）